

## 情報提供の実施に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、横須賀市情報公開条例（平成13年横須賀市条例第4号。以下「条例」という。）第4条第3項に規定する情報提供のうち、その中心をなす公文書の閲覧又は写しの交付により行うもの（以下「情報提供」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(対象文書)

第2条 積極的に情報提供を行うに当たり、原則として情報提供を行う公文書として、次のとおり例示する。

- (1) 実施機関の職員が作成したものであって、すでに公表されているもの
- (2) 実施機関の職員が作成したものであって、条例第7条に規定する非公開情報（以下単に「非公開情報」という。）の記録が認められないもの
- (3) 実施機関の職員が作成したものであって、非公開情報の記録が認められるもののうち、情報提供を申し込む者（以下「申込者」という。）の同意により当該非公開情報の記録の部分を除いたもの
- (4) 申込者本人から取得したもの

(実施方法)

第3条 情報提供は、申込者の申込みに対して、当該公文書を保有する課等（以下「所管課等」という。）が窓口において行うものとする。

2 申込者が、病気、身体障害その他やむを得ない理由により来庁できない場合で所管課等が必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより情報提供を行うことができる。

3 所管課等は、第2条第4号の公文書の情報提供を行うときには、申込者に自動車又は原動機付自転車の運転免許証、旅券その他これらに類する本人であることを証する公的な書類の提示又は提出を求めて、本人確認を行うものとする。

(費用負担の方法)

第4条 前条第2項の規定により郵送による情報提供を受けた者の費用負担の方法は、実施機関への切手又は現金の送付による。

(その他)

第5条 この要綱の施行について必要な事項は、総務部長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。